

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年4月15日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目地内
- (3) 業務期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 担当課 奈良市収集課（電話：0742-71-3012）

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 令和8年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であり、入札参加希望種目第1～第3希望に「R1清掃業」で登録されていること。
- (2) 奈良市内に本店、支店・営業所を有すること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 過去2年間に本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、同等以上の建物清掃業務を2回以上にわたって行った実績（令和6年4月1日

から令和8年3月31日までの間に完了した業務)を有すること。

3. 入札参加申請に関する事項

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請をするものとする。

(1) 入札参加を申請する者は、次に挙げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号)

イ 業務実績調書(様式第2号)

ウ 2(8)の実績を証明する契約書類の写し

エ 提出日から3か月以内に発行された市町村税納税証明書の写し

(2) 入札参加申請方法

令和8年4月15日(水)から令和8年4月30日(木)まで(奈良市の休日
を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時までに奈良市
環境部収集課に(1)の書類を持参してください。

(3) 提出及び業務仕様書配布場所

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境部収集課(担当:総務係)

電話 0742-71-3012

(4) 提出方法

提出場所へ持参又は郵送すること。電子メール及びFAXでの提出は認めない。
郵送の場合は、令和8年4月30日(木)必着で提出すること。

(5) 入札参加者の決定通知

令和8年5月12日(火)までに入札参加申請者に通知します。なお、入札参加
決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

4. 質疑に関する事項

仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い提出してください。

(1) 質問の受付日時

令和8年4月28日(火)午前9時から午後4時まで

(2) 受付方法

奈良市収集課に質問書(様式3)を持参するかFAXにて行うこと。

(3) 質問に対する回答方法

令和8年4月30日(木)の午前9時から午後4時まで奈良市収集課において閲
覧に供します。

5. 入札に関する事項

(1) 入札の日時

令和8年5月14日(木) 午前10時00分から

(2) 入札及び開札の場所

奈良市環境清美センター内 奈良市環境清美工場管理棟2階見学者ホール

(3) 開札の日時

札締め切り後、直ちに開札

(4) 入札方法 持参入札

ア 入札書(様式第4号)は封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。入札書に記載する金額は月額(税抜き)を記載するものとし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。

ウ 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状(様式第5号)を提出すること。

エ 契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。

オ 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

カ 再入札の回数は1回を限度とします。

キ 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

(5) 入札保証金

入札に際しては、奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 郵便、電報又はFAX等による入札

ウ 代理人による入札で委任状の提出がないもの

エ 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札

- オ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- カ 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

6. 落札者の決定

- (1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。
- (3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、前記5（6）のいずれかに該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った競争加入者と交渉を行うことがある。

7. その他

- (1) 入札者は、入札実施要項及び別紙「環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務仕様書」を熟読のうえ入札すること。
- (2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出期限日後における提出した入札参加申請書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。
- (6) 全ての提出書類は、返却しない。
- (7) 入札実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。

8. 問合せ先

奈良市環境部収集課（担当：総務係）

所在地：〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

電話：0742-71-3012（直通）

FAX：0742-71-9166

メール：kan-shuushuu@city.nara.lg.jp